

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	4-5	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第37条の7 第3項	不利益 処分の 種類	調査員名簿からの消除	
○介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)						
(調査員の要件)						
第37条の7 法第115条の37第2項の政令で定める調査員 (以下この条において「調査員」という。) の要件は、都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修 (以下この条において「調査員養成研修」という。) の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。						
2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。						
3 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の調査員名簿から消除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならない。						
一 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者						
二 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者						
三 前2号に掲げる者のほか、調査員の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者						